

就労選択支援について

1 就労選択支援の趣旨

就労選択支援は、令和7年10月1日より開始する新たな障がい福祉サービスであり、障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものです。

具体的には、専門的な研修を修了した支援員が、本人と協同しながらアセスメントを実施し、多機関連携によるケース会議や地域の情報収集等を行った上で、本人の特性や意向等に応じた就労の選択を支援するものであり、就労選択支援の利用は、本人の自己決定の尊重及び意思決定の支援につながるものとされています。

～就労アセスメントとは～

働くことを希望する障がいのある人が、適切な「働く場」を選択することを支援するため、本人の就労面や生活面に関する情報を把握することです。

2 就労選択支援の具体的な内容

① 作業場面を活用した状況把握(アセスメント)

短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等を整理します

② 多機関連携によるケース会議

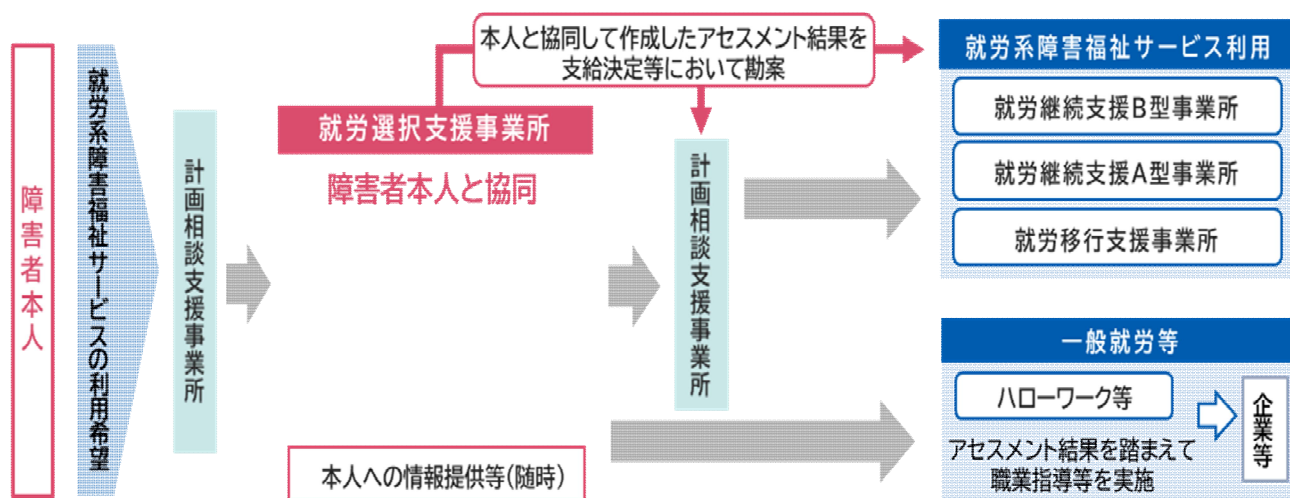
利用者や関係機関を招集して多機関によるケース会議を開催します

③ アセスメントシートの作成

アセスメントやケース会議を踏まえアセスメント結果を作成し、利用者や相談支援機関等に伝えます

④ 事業者等との連絡調整

アセスメント結果を踏まえ、関係機関等との連絡調整を行います



3 就労選択支援の対象者

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する方及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している方を対象とします。

なお、就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援B型は、令和7年10月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となることから、就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用する必要があります。（なお、50歳に達している者や障がい基礎年金1級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者等については、就労選択支援事業者によるアセスメントを行うことなく、就労継続支援B型の利用が可能です。）

【例外措置】

- ・ 近隣に就労選択支援事業者がない場合
- ・ 利用可能な就労選択支援事業者数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合は、就労移行支援事業者等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用が認められます。

4 就労選択支援の支給決定期間及び実施期間

支給決定期間は原則1か月間です。

支給決定期間のうち、作業場面等を活用した状況把握（アセスメント）は2週間程度が想定されているが、状況に応じて、5日間程度の短期間での実施も可能です。

5 就労選択支援の実施時期

就労選択支援は18歳以上の人向けの障がい福祉サービスですが、特別支援学校等の生徒に対しては、特別支援学校等1年次から利用可能であり、また、在学中に複数回実施することも可能です。

なお、15歳以上18歳未満の生徒が就労選択支援を利用する場合は、児童相談所長が障がい福祉サービスを受けることが適当と認め、その旨を市町村長に通知することが必要となります。

6 本市の取組み

令和5年度 就労支援検討チーム配下に就労アセスメントワーキングを設置。

事務局 市、基幹絆、松江障害者就業・生活支援センターぷらす、社会福祉法人桑友

メンバー 福祉事業所（相談、就労移行、B型）、精神科、労働局、職業センター、教育、企業関係
オブザーバー（主に就労移行、就労継続支援）

【以降】

- ・多機関連携によるアセスメント：多機関ケース会議やアセスメントの経験、国に情報提供
- ・新制度の情報共有：ワーキング、研修会等を通して情報共有（新制度への意識底上げ）
- ・研修会開催：大学や職業センター等の専門職からの講義（新制度、アセスメントシート、グループワーク）
- ・現在：メンバーを小グループに分けて議論。（テーマ：広報、評価ツール、運用改善、企業活用）